

---

Culture & Arts Newsletter

---

2025年2月(Vol.40)

Mori Hamada Culture & Arts Journal  
- Issue 31 -

I. Monthly Topics

文化芸術に関する最近の動向(～2025年1月7日)

II. Lawyer's Pick

1. AI制度研究会が「中間とりまとめ(案)」を公表〔佐藤 真澄〕

【AI】

2. DIC が「ダウンサイズ&リロケーション」を今後の DIC 川村記念美術館の最終的な運営方針とすることを公表〔山下 泰周〕

【アート・美術】【コーポレートガバナンス】

3. 公取委、クリエイター支援のための取引適正化に向けた実態調査報告書を発表〔一井 梨緒〕

【芸能】

III. Column

現・帝国劇場、クロージングへ。〔野々口 華子〕

---

Mori Hamada Culture & Arts Journal では、今月も、文化芸術活動に関連する様々なニュース、裁判例、コラム等を皆さまのもとにお届けします。文化芸術活動に関心や接点を有する皆さまの気付きやアイデアの端緒・きっかけとなれば幸いに存じます。

## I .Monthly Topics

Date	Culture & Arts Topics
10.30	“文字起こし”ネタバレサイト運営で初の逮捕者 <sup>1</sup> 。
11.4	ユニバーサル ミュージック グループ(UMG)およびアブコ(ABKCO)ミュージック&レコーズ、コンコード・ミュージック・グループは、音楽ディストリビューター最大手の Believe とその子会社で DIY アーティスト向けサービスを手がける TuneCore に対し、著作権侵害訴訟を提訴。
11.5	特許庁が意匠法の改正へ向けて検討を開始。
11.6	経済産業省が、日本のコンテンツ産業の世界市場への発信を強化する方策を議論する、エンタメ・クリエイティブ産業政策研究会を開催 <sup>2</sup> 。
11.15	内閣府知的財産戦略推進事務局が、AI 時代の知的財産権検討会の中間とりまとめを公表 <sup>3</sup> 。
11.20	アメリカ議会下院で、トランスジェンダーによるトイレ、ロッカールーム、更衣室といった連邦政府施設内にある男女別設備の利用を制限する法案が相次いで提出。
11.28	カナダの大手ニュースメディア 5 社は、「ChatGPT(チャット GPT)」などの人工知能(AI)製品の訓練にコンテンツが無断で利用され著作権を侵害されたとして、オープン AI を相手取り損害賠償訴訟を提訴。
11.29	ラーメン店「AFURI」が吉川醸造株式会社に対して提訴した登録商標の無効審判について、最高裁判所が AFURI 社の上告および上告受理申立てを認めないとの決定を下した <sup>4</sup> 。
12.17	文化庁が、令和 6 年度アートエコシステム基盤形成促進事業の一環として、令和 5(2023)年度に実施した「国際的なアート市場における日本市場の現状調査」の結果を基に、2023 年の日本のアート市場規模等を調査、分析したレポート「The Japanese Art Market 2024」を公開 <sup>5</sup>
12.26	DIC が、所有する DIC 川村記念美術館(千葉県佐倉市)について、規模を縮小して移転すると発表。 → <b>Lawyer's Pick2.「DIC が「ダウンサイズ&amp;リロケーション」を今後の DIC 川村記念美術館の最終的な運営方針とすることを公表」</b>
12.26	公正取引委員会が、クリエイター個人の創造性が最大限発揮される取引環境を整備するため、音楽・放送番組等の実演家(アーティスト、俳優、タレント等)とその所属する芸能事務所・プロダクションとの契約等について実態調査を実施し、その結果を公表。 → <b>Lawyer's Pick3.「公取委、クリエイター支援のための取引適正化に向けた実態調査報告書を発表」</b>

<sup>1</sup> [“文字起こし”ネタバレサイト運営で初の逮捕者 | ニュースリリース | KADOKAWA グループ ポータルサイト](#)

<sup>2</sup> [第 1 回 エンタメ・クリエイティブ産業政策研究会\(METI/経済産業省\)](#)

<sup>3</sup> [知的財産戦略本部](#)

<sup>4</sup> [AFURI 株式会社との訴訟について\(2024.11\) - 吉川醸造 | KIKKAWA JOZO](#)

<sup>5</sup> [日本のアート市場の規模等に関する調査分析レポート「The Japanese Art Market 2024」の公開について | 文化庁](#)

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

12.26	政府が、人工知能(AI)規制のあり方を議論する AI 制度研究会の「中間とりまとめ(案)」を公表。 → <b>Lawyer's Pick1.「AI 制度研究会が「中間とりまとめ(案)」を公表」</b>
-------	---

## II.Lawyer's Pick

### 1. AI 制度研究会が「中間とりまとめ(案)」を公表

AI 制度研究会は、2024 年 12 月 26 日、「[中間とりまとめ\(案\)](#)」(中間とりまとめ案)を公表しました。AI 制度研究会は、2024 年 7 月に政府の AI 戦略会議のもと設置され、有識者、事業者、自治体など様々な関係者からのヒアリングを実施し、法制度の要否を含む AI 制度のあり方について検討を行ってきましたが、中間とりまとめ案は、有識者らからのヒアリング結果や議論を踏まえ、日本における今後の AI 制度のあり方について政府の方針を示すものです。

#### (1)中間とりまとめ案の基本的な考え方

中間とりまとめ案は、AI 制度のあり方について、主に①イノベーション促進とリスクへの対応の両立、及び②国際協調の推進を基本的な考え方としています。

##### ① イノベーション促進とリスクへの対応の両立

中間とりまとめ案は、AI がその開発・利用方法等によっては様々なリスクを生じさせ得る一方で、国民生活の向上、国民経済の発展に大きく寄与する可能性があることを前提に、AI の研究開発・実装がしやすい国を目指すため、AI のイノベーションの促進とリスクへの対応を両立させることを基本方針としています。そして、かかる両立を確保するため、AI のもたらし得るリスクへの対応については、既存の法令で一定の対応がなされていることを前提に、「法令とガイドライン等のソフトローを適切に組み合わせ、基本的には、事業者の自主性を尊重し、法令による規制は事業者の自主的な努力による対応が期待できないものに限定して対応していくべきである」としています。これまでに各分野の所轄府省庁が公表している、個人情報保護委員会による生成 AI サービスの利用に関する注意喚起(2023 年 6 月)<sup>6</sup>、文化庁文化審議会著作権分科会による「AI と著作権に関する考え方について」(2024 年 3 月)<sup>7</sup>、内閣府の AI 時代の知的財産権検討会による「中間とりまとめ」(2024 年 5 月)<sup>8</sup>、総務省及び経済産業省による「AI 事業者ガイ

<sup>6</sup> [https://www.ppc.go.jp/news/careful information/230602 AI utilize alert/](https://www.ppc.go.jp/news/careful%20information/230602_AI_utilize_alert/)

<sup>7</sup> [https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/69/pdf/94022801\\_01.pdf](https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/bunkakai/69/pdf/94022801_01.pdf)

<sup>8</sup> [https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528 ai.pdf](https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/0528_ai.pdf)

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

ドライン(第 1.0 版)」(2024 年 4 月)<sup>9</sup>なども、既存法令やソフトローによる対応の例であり、中間とりまとめ案はこれらの意義を肯定的に評価しています。とりわけ、中間とりまとめ案は、リスクへの対応にあたっては、AI 関係者が守るべき共通事項を明確にするとともに、特定の領域においては個別の基準を設けることが有効であるとして、「『AI 事業者ガイドライン』を技術の進展等に合わせて内容を更新していくとともに、各主体が適切に遵守するように、普及啓発等を進めつつ、必要に応じて対応することが重要である。」として「AI 事業者ガイドライン」の活用に重点を置いているようです。

他方で、ソフトローでは事業者等の自主的な対応に頼らざるを得ないという限界も指摘し、「特に、人の生命、身体、財産といった人間の基本的な権利利益や社会の安全、我が国の安全保障に対して実際に重大な問題を生じさせる、あるいは生じさせる可能性の高い AI に対しては、そのリスクの内容や当該リスクの社会的な影響の重大性に依りて規律の必要性の有無を検討すべき」としています。

### ② 国際協調の推進

中間とりまとめ案は、国際的な AI ガバナンスの形成のため、多国間の枠組みにおける AI ガバナンスの議論を引き続き活発に行うこととし、我が国としては、広島 AI プロセスの考え方に基づき、議論をリードしていくべきであるとしています。また、国際整合性・相互運用性の確保のため、AI の安全性に関する評価手法や基準の検討・推進を行うための機関である AISI(AI セーフティ・インスティテュート)による取り組みを進めるなど、国際協調の推進の観点から検討する必要があるとしています。

## (2) 具体的な制度・施策の方向性

中間とりまとめ案は、上記の基本的な考え方を踏まえ、具体的な制度・施策の方向性として、政府の司令塔機能の強化や安全性向上のための透明性・適正性の確保等、政府による AI の利用、生命・身体の安全、システミック・リスク、国の安全保障等に関わる AI の制度整備に向けた更なる検討を掲げています。以下では、政府の司令塔機能の強化及び安全性向上のための透明性・適正性の確保について紹介します。

### ① 政府の司令塔機能の強化、戦略の策定

中間とりまとめ案は、AI の汎用性の高さ、様々な分野や用途への利用の広がりにより、研究開発から活用に至るまで一体的・横断的な対応が必要となるケースがあることを指摘し、全体を俯瞰し一体的な施策を推進する政府の司令塔機能を強化するとともに、総合的な施策の推進にあたって、司令塔が AI の安全・安心な研究開発、活用の促進等に資する戦略あるいは基本計画を策定する必要があるとしています。そして、AI の司令塔機能の強化や、司令塔による関係行政機関に対し協力を求めることができる等の権

<sup>9</sup> <https://www.meti.go.jp/press/2024/04/20240419004/20240419004-1.pdf>

限を明確化するため、法定化すべきであるとしています。

### ② 安全性の向上等

中間とりまとめ案は、AI の安全性を向上させるためには、①研究開発から活用までのライフサイクルにおいて、少なくとも透明性や適正性を確保していく必要があること、②事業者が自主的に取り組む安全性評価や第三者による認証などを活用することも一つの有効な手段となること、③政府が、進化の著しい AI の技術や利用動向等の実態を調査して情報提供を行うとともに、必要に応じて、関係各主体に対応を求めていくべきであること、を示しています。そして、これらの実施にあたっては事業者等からの情報収集や協力、政府による調査等が必須となるため、国内外の事業者等に対し情報提供等の協力が求められるように法制度による対応が適当であるとされています。

このように、中間とりまとめ案で提言されている、基本的な考え方及び基本的な考え方を踏まえた制度・施策の方向性によれば、現時点で想定されている法制度の態様は、情報提供等への協力義務といった比較的緩やかな規制に限定され、事業者等に対して厳格な行為規制や体制整備といった義務を課すことは必ずしも想定されていないと見込まれます。もっとも、いかなる場合にいかなる範囲で協力義務が生じるのかといった法制度の具体的な内容については、引き続き議論を注視する必要があります。

中間とりまとめ案については、2024年12月27日から2025年1月23日までパブリックコメントが募集されました。今後、政府は、寄せられたパブリックコメントを踏まえ、2025年の通常国会で法案提出を目指すことが予想されます。

文化芸術の観点からは、イノベーションの促進が文化芸術の広まりや発展に寄与するというメリットもある一方で、クリエイターやコンテンツ発信をする事業者からは既存の法令やソフトウェアでは既存の知的財産やコンテンツに対する保護が十分に及ばないのではないかと懸念の声も上げられているところであり、パブリックコメントを踏まえた政府による AI 制度の動向について今後も見守っていく必要があるでしょう。

(佐藤 真澄)

---

## 2. DIC が「ダウンサイズ&リロケーション」を今後の DIC 川村記念美術館の最終的な運営方針とすることを公表

---

2024年12月26日、印刷インキ等を主力製品とする化学メーカーの DIC 株式会社(以下「DIC」といいます。))は、同社が所有する DIC 川村記念美術館(千葉県佐倉市)の今後の運営に係る方針について、同美術館の規模を縮小し、東京都内において一般公開可能な場所へ移転した上で、運営を継続する内容の最終

報告を公表しました(以下「本リリース」といいます。)<sup>10</sup>。

同美術館は、国内屈指の現代美術コレクションを保有していることで知られています。一方で、業績の悪化が顕著となり、資本効率の改善を経営課題として掲げていた DIC は、高価な資産的価値を有するものの運営収支として効率化が図られていない同美術館の運営を、同社における資本の効率化の課題の一つとみなしてきました。そのような中、DIC は、2024 年 8 月 27 日付で、同美術館の運営方針の見直しを図ることを目的として、同美術館の規模を縮小して移転する「ダウンサイズ&リロケーション」を行うことを基本方針とした上で、「ダウンサイズ&リロケーション」の実現性、ブランド価値向上の有効性、作品売却による経済価値等を総合的に考慮して、「美術館の運営の中止」の可能性も排除せず、同美術館の運営方針の決定後速やかに決定内容を実行するべく、同美術館の休館を公表していました。これらの事実経緯や DIC による公表内容の詳細及び分析については、本ニュースレター2024年11月号(Vol.38)「DIC 川村記念美術館の休館-企業美術館の運営と資本の効率化-」でも取り上げておりますので、併せてご参照ください。

本リリースは、DIC が、従前の公表で基本方針としていた「ダウンサイズ&リロケーション」を同美術館の今後の運営における最終方針とし、その詳細について公表したものととなります。DIC は、「ダウンサイズ&リロケーション」の定義について、(i)ダウンサイズの規模として、同社のアイデンティティを象徴する作品群の再定義に伴い、保有作品数を 4 分の 1 程度に縮小すること、(ii)リロケーション先として、多くのステークホルダーがアクセス可能な東京都内の一般公開可能な場所とすること、(iii)運営方法として、同社単独ではなく、公益性が高い団体との連携を前提とすること、並びに、(iv)移転に係る費用については必要最小限度に抑えるとともに、移転後の運営方針として、来館者数の増加と運営コストの低減などにより、運営収支を現美術館のものから大きく改善させることを掲げています。なお、具体的な移転候補先とは 2025 年 3 月末までの最終合意と正式発表を目指すとのこととです。

本リリースにおいて、DIC は、同社が認識する DIC 川村美術館及びその美術品の価値として、「単なる有形資産という位置付けではなく、美術館運営に真摯に携わり続けることによつてのみ維持することが可能な、当社のアイデンティティ維持と社会全体に向けた貢献活動に必須の無形資産である」と評価しています。このように、DIC は、DIC 川村美術館の価値を、単なる有形資産ではなく、無形資産としての社会的価値をも有すると改めて評価しており、同美術館の最終的な運営方針として掲げられた「ダウンサイズ&リロケーション」は、同社が、上場企業としてステークホルダーから求められる同美術館及びその保有資産の資本効率化を図りつつも、可能な限り同美術館の運営による無形資産としての社会的価値の尊重をも図ったものと評価できます。

DIC は、本リリースにおいて、「ダウンサイズ&リロケーション」の実現に向けた団体との交渉が不成立となった場合は、美術館運営を中止の上、保有美術品の売却を検討するとしており、依然として同美術館の運

<sup>10</sup> 「「美術館運営」見直しの検討結果並びに今後の美術館運営に係る方針についての最終報告」(<https://pdf.irpocket.com/C4631/MjRP/fjrt/bQuk.pdf>)

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

営が中止される余地は残されています。しかし、市場からの資本効率化の要請を受けつつも、毅然として美術館が有する社会的価値を見つめなおし、これらの価値観の可能な限りの両立を試みた同社の決断は、企業美術館の運営と資本の効率化の両立という観点からは、有意義な先例となるものと言えるでしょう。

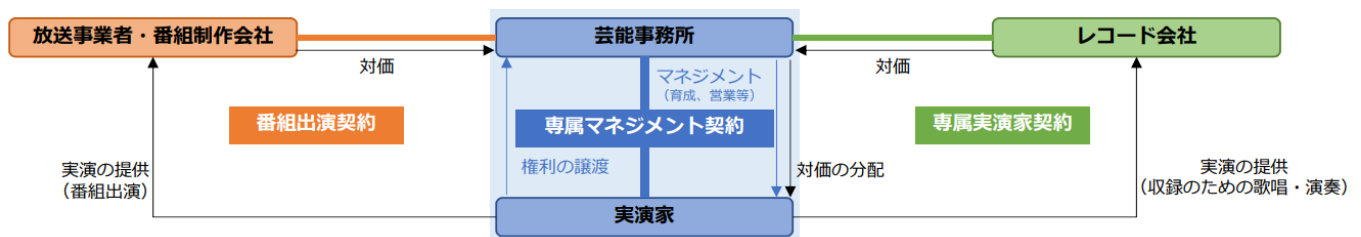
(山下 泰周)

### 3. 公取委、クリエイター支援のための取引適正化に向けた実態調査報告書を発表

2024年12月26日、公正取引委員会は、音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査(クリエイター支援のための取引適正化に向けた実態調査)報告書<sup>11</sup>を発表しました。

公正取引委員会はこれまでもクリエイターの働き方に関する複数の報告書を発表する等、様々な取り組みを行ってきました<sup>12</sup>。その中で、コンテンツ産業活性化戦略<sup>13</sup>や「知的財産推進計画2024」<sup>14</sup>等において、実演家等が働きやすい環境を作るために公正取引委員会による調査を行うこととされたことを受け、公正取引委員会が音楽・放送番組等の実演家(アーティスト、俳優、タレント等)とその所属する芸能事務所・プロダクションとの契約等について実態の調査をしたものです。

本報告書では、まず実演家、芸能事務所、レコード会社間でそれぞれ締結される契約の例を整理し、実演家の芸能事務所間の取引例として専属マネジメント契約、放送事業者と芸能事務所間の取引例として番組出演契約、レコード会社と芸能事務所間の取引例として専属実演家契約をあげています。



引用:公正取引委員会「音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査報告書(ポイント)」2頁

その上で、これらの取引においては、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(以下「フリーラ

<sup>11</sup> 公正取引委員会「(令和6年12月26日)音楽・放送番組等の分野の実演家と芸能事務所との取引等に関する実態調査(クリエイター支援のための取引適正化に向けた実態調査)について」(令和6年12月26日)[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241226\\_geinou.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2024/dec/241226_geinou.html)

<sup>12</sup> 平成30年2月に「人材と競争政策に関する検討会」報告書(競争政策研究センター)(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h30/feb/20180215.html>)を、令和元年9月に「芸能分野において独占禁止法上問題となり得る行為の想定例」を公表しています。

<sup>13</sup> 令和6年6月21日閣議決定「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版」において策定・明記([https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/pdf/ap2024.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/pdf/ap2024.pdf))

<sup>14</sup> 令和6年6月4日知的財産戦略本部決定(<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/chitekizaisan2024/pdf/siryou2.pdf>)

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

ンス法」といいます。)、下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」といいます。)及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」といいます。)が適用されることが考えられるとした上で、それぞれの取引について、問題となり得る行為を列挙しています。

例えば、実演家と芸能事務所との間の関係においては、実演家に対して競業避止義務(契約終了後の一定期間又は無期限で退所した実演家が一切の芸能活動を行わない、他の芸能事務所に対して役務提供を行わない等、実演家の芸能活動を制限すること)を課する場合、実演家に対して取引上の地位が優越していると認められる芸能事務所が、その地位を利用して、実演家に対して競業避止義務等を課すことで実演家の移籍・独立を断念させることなどにより、実演家に正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合は、優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となるほか、芸能事務所が、競業避止義務等を課すことで、他の芸能事務所が実演家を確保できなくなることなどにより、他の芸能事務所が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合には、排他条件付取引又は拘束条件付取引として独占禁止法上問題となる等としています。そして、原則として、競業避止義務等の活動制限を契約上規定すべきではなく、仮に、保護されるべき営業秘密を実演家が把握するような場合には、より競争制限的でない他の手段として、まずは秘密保持契約の締結を検討すべきであるとしています。

また、放送事業者等と芸能事務所・実演家の取引では、契約を書面により行わなかったり、契約内容を十分に説明しない場合や、放送事業者等が芸能事務所・実演家との交渉に応じようとしない場合は優越的地位の濫用として独占禁止法上問題となり得るとしているほか、レコード会社と芸能事務所・実演家の取引では、実演禁止条項や再録禁止条項など、契約終了後の活動を制限する条項は優越的地位の濫用、排他的条件付取引又は拘束条件付取引として独占禁止法上問題が生じ得ることを指摘しています。

実際に、知財高判令和4年12月26日(ジュリスト1585号8頁)においては、競業避止義務条項について、公序良俗違反で無効と判示されるなど、芸能業界における法律関係についても問題意識が高まっています。日本の芸能業界がこれからも素晴らしい作品を生み出し続けるには、作品にかかわる人々の間に適切な取引関係が築かれていることが不可欠です。当事者間で適切な取引関係を構築するよう意識することが、今後日本が芸能分野で世界をリードしていくためにも必要でしょう。

(一井 梨緒)

### III.Column

“現・帝国劇場、クロージングへ。”

皇居の目前に佇み、威厳ある名前を冠した劇場、帝国劇場。

2025年2月をもって、帝劇が入居している帝劇ビルが閉館し、再開発を迎えることが発表されました。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的な案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.



110年を超える帝劇の灯を振り返りたいと思います。

1911(明治44)年3月1日、帝劇は日本初の本格的な西洋風劇場として誕生しました。設立の発起人には、伊藤博文や渋沢栄一などの錚々たる名士が名を連ね、設計は、洋風劇場の有楽座や旧三井本館などのオフィスビルを手掛けた横河民輔が担当しました。

帝劇設立の構想が具体化した背景には、当時あらゆる分野で流行していた「欧化改良」の一環としての演劇改良運動があります。1906(明治39)年、劇場新設のための委員会の委員長となった渋沢栄一は、海外公演を成功させた経験をもつ演劇人の川上音二郎と面談したり、同じく劇場新設に熱心であった西園寺公望、林董ら関係者のもとを頻繁に行き来したりと精力的に動いていたといえます。そして1907(明治40)年、帝国劇場株式会社が正式に成立しました。帝劇は、「帝国」という名前を冠しているものの、国営ではなく、会長には渋沢栄一、取締役は大倉喜八郎ら財界人を置いてのスタートでした。

帝劇は、それまでの劇場経営やサービス面に革新をもたらしました。当時売店で販売された小冊子“帝国劇場案内”には、耐震・空調などの設備、簡便なチケット販売制度や自動車送迎といった各種サービスに至るまで、あらゆる点において近代化された劇場の詳細が誇らしげに紹介されています。大劇場で全席椅子を設置し、座席指定・前売り制度を採用、茶屋出方を全廃、客席での飲食を禁止する興行スタイルは、当時としては新しく画期的なものでした。このサービスの大変革の成功により、帝劇は演劇の近代化に大きく貢献したとされています。

また、帝劇は、伝統芸能から海外招聘作品までを1つの劇場で上演するという驚くべきラインナップを実現し、日本の演劇界に大きな衝撃を与えました。帝劇は、文化の発信地であると同時に、「今日は帝劇、明日は三越」というキャッチコピーの通り、流行の最先端を行く憧れの場所となっていったのです。

大正期の帝劇の名物のひとつは、森律子ら帝国劇場附属技芸学校の卒業生らが出演する「女優劇」でした。この技芸学校はもともと、川上貞奴が設立した帝国女優養成所を吸収合併したもので、パリのコンセルヴァトワール(パリ国立高等音楽院)をモデルとしていました。技芸学校では、演劇、旧劇、義太夫、舞踊、鳴物に加え、英語、国語、歴史が教えられており、単なる「眼の楽しみ」ではなく、近代劇を支える女優や教養のある近代女性として女優の養成が目指されていました。帝劇女優・森律子は、1913(大正2)年に半年間ヨーロッパを訪れ、演技を学び、洋装で社交界にも参加しました。この時代の女優は「新しい女性像」を内外に示す役割も果たしていたのです。

また、帝劇では開場当初から積極的に海外の俳優、舞踊家、音楽家、歌劇団等を招いていました。1919(大正8)年に来日したロシアのグランドオペラやバレリーナのアンナ・パブロワも熱狂的に迎えられました。洋行体験を持つ著名な企業人が経営に加わっていた帝劇は、海外との人的ネットワークを活用し、芸術作品の輸入元として、また日本人が世界に目を向けるための際の「窓」としても重要な役割を担っていたのです。

## MORI HAMADA

帝劇のミュージカル路線の源流は、第二次世界大戦中に内閣情報局に徴用されていた帝劇が再び東宝に返還された1942(昭和17)年頃にまで遡ります。当時の東宝の社長は秦豊吉で、彼は東京宝塚劇場の設立に際して「レビュー<sup>15</sup>に代わるべきものは何かと言うにオペレット(ミュージカル)なり」と提言した人物でもありました。

秦のミュージカルへの夢は戦後の1951(昭和26)年、菊田一夫の作品で宝塚歌劇のスター・越路吹雪の主演で上演された帝劇ミュージカルス『モルガンお雪』で実現しました。

菊田は秦の国産ミュージカルの成功に刺激を受け、1963(昭和38)年に東京宝塚劇場で幕を開けた『マイ・フェア・レディ』は日本で初めてのブロードウェイミュージカルの翻訳上演となりました。東宝の重役となった菊田自らが上演権獲得のために動き、演出も手掛けたこの作品は、日本における海外ミュージカルの翻訳上演の先駆けとなりました。

1966(昭和41)年に再開場した新生帝劇(現帝劇)でも、翌年の『屋根の上のヴァイオリン弾き』をはじめ、数々のミュージカルが日本初演されました。

新生帝劇の開場に合わせ、菊田は『風と共に去りぬ』を世界で初めて舞台化し、二部に分けて上演し、センセーションを巻き起こしました。1970(昭和45)年、菊田はこの作品を元に、タイトルを『スカーレット』としたミュージカル版を発表しました。作曲はブロードウェイで活躍したハロルド・ロームが担当し、この作品は英訳され、アトランタやロンドンでも上演されました。

このように、日本の商業劇場を代表する存在、それもミュージカルの殿堂としての帝劇の地位は今やゆるぎないものとなっていますが、その地位を築き、維持するためには多くの挑戦が必要でした。帝劇は、単なる「海外の有名ミュージカルの紹介」から一歩踏み出し、新作を取り上げ、時にはオリジナル作品も制作する「ミュージカルの発信者」として成長していったのです。

『レ・ミゼラブル』『ミス・サイゴン』『エリザベト』など、上演された名作は枚挙にいとまがありません。最近では『千と千尋の神隠し』など、帝劇から誕生した新作も大きな話題を集めました。

近代日本のフラッグシップとして誕生した帝劇は、新しい時代の観客を先導し、共に歩みながら、激動の歴史を現在まで生き抜いてきました。時には「海外の最先端」を体験する場として、また時には「ミュージカルの殿堂」として、日本の劇場文化を切り拓いてきました。

この歴史の中で、どれほど多くの名作が生み出されてきたことでしょうか。そして、どれほど多くの観客が涙し、笑い、感動したことでしょうか。重厚でありながら温かみのある帝劇で、何作もの大作に出会い、その歴史の一部を目にすることができたことに感謝の意を表したいと思います。

そして、帝劇に刻まれた先人たちの足跡が、これからも伝え続けられることを心から願っています。

<sup>15</sup> レビュー(revue):歌や踊りが組み合わさり、時事風刺の効いた軽歌劇を指す。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

© Mori Hamada & Matsumoto. All rights reserved.

## 帝劇・関連年表

1886年	末松謙澄らを中心に演劇改良会設立。
1906年	帝国劇場株式会社の発起人総会開催。賛助員には西園寺公望、伊藤博文、林董。この発起人総会にて、帝国劇場創立委員長には渋沢栄一、委員は福沢捨次郎、荘田平五郎、福沢桃介、日比翁助、田中常德、手塚猛昌、西野恵之助らが選ばれた。
1911年	帝劇完成、開場式。
1918年	宝塚少女歌劇(今日の宝塚歌劇)が初上京、公演。
1923年	関東大震災発生。帝国劇場焼け落ちる。
1924年	復興改築竣工。
1929年	帝劇は松竹に賃貸、興行一切が松竹に委ねられることとなった。帝劇株式会社解散。松竹が興行を担当するようになる。
1931年	不況時代の中、演劇劇場ではなく、松竹の契約した外国映画の封切館となる(～1940年)。
1940年	松竹より東宝へ明け渡し。株式会社東京宝塚劇場と称した。順調に興行を行うも、9月に興行は打ち切り、10月に情報局庁舎となる。
1942年	情報局から東宝へ返還。
1943年	株式会社東京宝塚劇場が東宝映画株式会社と合併。東宝株式会社となる。
1944年	決戦非常措置令により帝劇を含む全国の主要19劇場が閉鎖。
1945年	帝劇は都の防衛局の庁舎として終戦を迎える。
1951年	帝劇ミュージカルスが公演スタート。
1966年	昭和の帝劇(現帝劇)が誕生。
2025年	帝劇が入居する帝劇ビルが閉館・再開発へ。帝劇大千穂楽。

参考文献:「コレクション・モダン都市文化 第71巻 帝劇と三越」(2011年)

「帝劇ワンダーランド～帝国劇場開場100周年記念読本～」(2011年)

(野々口 華子)

## 【編集後記】

- ◇ Lawyer's Pick では、昨年 12 月に発表された AI 制度研究会による「中間とりまとめ(案)」やクリエイター支援のための取引適正化に向けた実態調査報告書、[本ニュースレター2024年11月号](#)で取り上げた DIC 川村記念美術館の最終的な運営方針について取り上げました。芸能業界については、文化庁が昨年芸術家等個人の尊厳ある創造環境向上のための文化芸術団体の機能等に関する検討会議を立ち上げる等、長年見過ごされてきた業界慣行が見直されつつあり、この過渡期の動向を注視しておく必要が高いといえるでしょう。
- ◇ Column では、今月をもって閉館することが発表されている帝国劇場にまつわる歴史について取り上げました。2023 年 10 月に閉館した国立劇場に続き、先人たちの様々な思いが詰まった、由緒ある劇場の閉館は寂しい限りではありますが、どのような形で再開されるのか、新たな劇場の誕生が、今から楽しみです。
- ◇ 森・濱田松本法律事務所 文化芸術プラクティスグループでは、皆さまのご意見等をお待ちしております。Culture & Arts Newsletter/Mori Hamada Culture & Arts Journal への掲載内容へのご質問のほか、誌面への感想、取り上げてもらいたいテーマ等のご要望も大歓迎です。

(編集担当: [高橋 悠](#)、[荘司 晴彦](#))

パートナー 高橋 悠  
TEL : 03-6266-8954  
[yu.takahashi@morihamada.com](mailto:yu.takahashi@morihamada.com)

アソシエイト 佐藤 真澄  
TEL : 03-5293-4915  
[masumi.sato@morihamada.com](mailto:masumi.sato@morihamada.com)

アソシエイト 山下 泰周  
TEL : 03-6266-8988  
[taishu.yamashita@morihamada.com](mailto:taishu.yamashita@morihamada.com)

アソシエイト 野々口 華子  
TEL : 03-6266-8712  
[hanako.nonoguchi@morihamada.com](mailto:hanako.nonoguchi@morihamada.com)

アソシエイト 一井 梨緒  
TEL : 03-5220-1904  
[rio.ichii@morihamada.com](mailto:rio.ichii@morihamada.com)

アソシエイト 荘司 晴彦  
TEL : 03-5220-1930  
[haruhiko.shoji@morihamada.com](mailto:haruhiko.shoji@morihamada.com)